

議 第 6 号

放課後児童クラブの運営に関する一層の
支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

留守家庭の児童に対して、発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るための放課後児童クラブは、女性就業率の上昇等により需要が年々増加していることから、国は、新・放課後子ども総合プランを作成し、本年度から5年間で約30万人分の受皿の拡大に取り組んでいるところである。

こうした中、本年6月に児童福祉法が一部改正され、市町村が条例で放課後児童クラブに従事する職員の配置人数や資格要件を定めるに当たって「従うべき」とされていた厚生労働省令の基準について、「参酌すべき」ものとして位置づけられた。

この改正により、地域の実情に応じた放課後児童クラブの運営が可能となった一方で、十分な数の専門職員が現場に配置されない状況も起こり得るため、児童支援の水準や緊急時の対応力の確保に向けた取組が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、児童に安全かつ安心な放課後の生活の場所を提供するため、専門職員の確保に向けた処遇改善に必要な財政措置を拡充するなど、放課後児童クラブの運営に関する一層の支援を行うよう強く要請する。